

使用前検査変更申請書

廃炉発官R3第168号

令和4年 2 月 18 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

令和2年1月14日付け廃炉発官R1第189号をもって申請し、
令和2年4月30日付け廃炉発官R2第26号をもって変更し、
令和2年11月6日付け廃炉発官R2第162号をもって変更した使用前
検査申請書の記載事項を変更したので、東京電力株式会社福島第一原子
力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第
19条第3項の規定により、次のとおり変更内容を説明する書類を提出
します。

| | |
|-------------------------------|--|
| 発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地 | 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町 |
| 申請に係る発電用原子炉施設の概要 | 福島第一原子力発電所 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備※ 使用済燃料乾式キャスク 13基 〔 輸送貯蔵兼用キャスクB 13基 (60～72号機) 〕 乾式キャスク支持架台 13基 コンクリートモジュール 13基 ※ 実施計画 II.2.13.2.1 主要仕様参照 |
| 実施計画の認可年月日 | 平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和2年9月29日) |
| 検査を受けようとする工程 | 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時 |
| 検査を受けようとする期日 | 自 令和2年3月10日 至 令和5年8月24日 |
| 検査を受けようとする場所 | 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 [Redacted] |
| 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期 | 令和5年9月28日 |

変更事由

・社内検査工程の見直しにより、受検工程に変更が生じたため、添付資料-1の乾式キャスク支持架台及びコンクリートモジュールの検査開始時期を変更する。

注) 下線は、変更箇所を示す。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分



: 非管理区域

: 非管理区域

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

使用済燃料乾式キャスク仮保管設備

: 管理対象区域

使用済燃料共用プール

: 管理対象区域

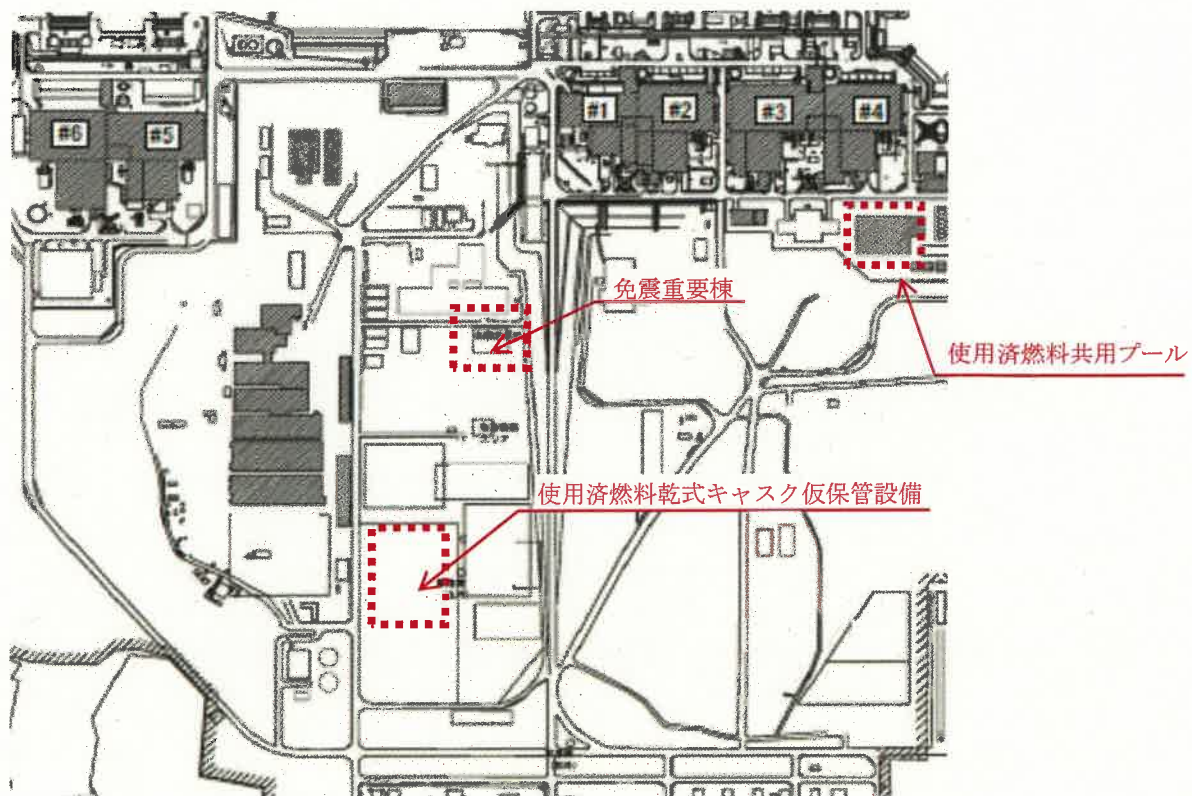
免震重要棟

: 非管理区域


別添 : 検査場所図

以上

検査場所図



福島第一原子力発電所

 : 検査場所